

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月 12 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 8－101 号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8－55 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（介護時間） 第16条の 2 （略） 2 育児休業法第19条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、<u>1 日につき 2 時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。	（介護時間） 第16条の 2 （略） 2 <u>介護時間は、</u>育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。